

2023年9月1日

各位

不動産投資信託証券発行者名
東京都千代田区内神田一丁目14番10号
イオンリート投資法人

代表者名 執行役員 関延明
(コード: 3292)

資産運用会社名

イオン・リートマネジメント株式会社

代表者名 代表取締役社長 関延明
問合せ先 財務企画部長 中村太郎

(TEL. 03-6779-4073)

規約変更及び役員選任に関するお知らせ

イオンリート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2023年9月1日開催の役員会において、規約変更及び役員選任に関し、2023年10月25日に開催予定の本投資法人の第6回投資主総会に付議することを下記のとおり決議いたしましたので、お知らせします。

なお、下記事項は、当該投資主総会での承認可決を条件とします。

記

1. 規約変更の主な内容及び理由について

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、同日付で投資主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることに伴い、この点の明確化のため本投資法人の規約においてその旨を確認的に追加するものです（変更案第9条第4項）。また、かかる電子提供措置の導入に伴い、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める範囲に限定できるようにするための規定を追加するとともに、その他必要な字句の変更を行うものです（変更案第9条第5項、変更案第27条）。
- (2) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」（関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。）の適用に伴い、本投資法人の資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです（変更案第33条第1項第(6)号・第(9)号、同条第2項第(3)号）。

(規約変更の詳細については、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

2. 役員選任について

執行役員関延明並びに監督役員安保知勇、関葉子及び寺原真希子の任期は2023年10月28日をもって満了となりますので、本投資主総会におきまして、執行役員1名を選任する旨の議案を提出すると共に、本投資法人の監督体制の現況に鑑み、監督役員による監督の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監督役員を1名減員の2名体制とし、2023年10月29日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。

また、執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任について議案を提出いたします。

- (1) 執行役員及び監督役員候補者（注1）
- | | | | |
|------|----|-----|------|
| 執行役員 | 関 | 延明 | （重任） |
| 監督役員 | 関 | 葉子 | （重任） |
| 監督役員 | 寺原 | 真希子 | （重任） |

（注1）上記執行役員候補者は、現在本投資法人が資産の運用を委託する資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。

- (2) 補欠執行役員候補者（注2）
- | | |
|----|----|
| 戸川 | 晶史 |
| 豊島 | 到 |

（注2）上記補欠執行役員候補者の戸川晶史及び豊島到は、現在本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の取締役です。

（役員選任の詳細については、別紙「第6回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。）

3. 日程

| | |
|-------------|------------------------|
| 2023年9月1日 | 役員会による第6回投資主総会提出議案承認決議 |
| 2023年9月27日 | 第6回投資主総会招集ご通知発送（予定） |
| 2023年10月25日 | 第6回投資主総会開催（予定） |

以 上

【別紙】第6回投資主総会招集ご通知

* 本投資法人のホームページアドレス : <https://www.aeon-jreit.co.jp/>

第6回 投資主総会 招集ご通知

開催情報

- 日時:2023年10月25日(水曜日)
午後2時(受付開始 午後1時30分)
- 場所:東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM
(末尾の会場のご案内をご参照ください。)
- 投資主総会の目的である事項
決議事項

| | |
|-------|--------------|
| 第1号議案 | 規約一部変更の件 |
| 第2号議案 | 執行役員1名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠執行役員2名選任の件 |
| 第4号議案 | 監督役員2名選任の件 |

第6回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、心より御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第6回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

投資主の皆さまにおかれましては、ご自身の健康状態等をご勘案のうえ、本投資主総会へのご出席につきましてご判断いただきますようお願い申し上げます。なお、本投資主総会へのご出席に代えて書面により議決権を行使することも可能です。その場合には、お手数ながら後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、2023年10月24日(火曜日)午後5時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第93条第1項に基づき、現行規約第14条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、**投資主さまが当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権の行使をなされない場合、現行規約第14条第1項括弧書、第3項及び第4項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取り扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。**

(本投資法人現行規約抜粋)

現行規約第14条

第14条(みなし賛成)

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案(複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。)について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前二項の規定は、(i)以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6ヶ月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人(招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方)に通知した場合、又は、(ii)以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。
 - (1) 執行役員、監督役員又は会計監査人の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の本投資法人ウェブサイト及び東京証券取引所(東証)ウェブサイトに「第6回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【本投資法人ウェブサイト】

<https://www.aeon-jreit.co.jp/ja/ir/meeting.html>



【東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



(上記ウェブサイトアクセスして、銘柄名「イオンリート投資法人」又は証券コード「3292」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。)

なお、本投資主総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主さまに対して書面により投資主総会参考書類等をお送りしております。

敬 具

記

1.日 時 2023年10月25日(水曜日)午後2時(受付開始 午後1時30分)
2.場 所 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1
KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM
(末尾の会場のご案内をご参照ください。)

3. 投資主総会の目的である事項

決議事項

第1号議案 規約一部変更の件
第2号議案 執行役員1名選任の件
第3号議案 補欠執行役員2名選任の件
第4号議案 監督役員2名選任の件

以 上

(お願い)

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ご返送いただいた議決権行使書用紙において、各議案につき賛否の表示をされない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱います。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、本投資法人の議決権を有するほかの投資主さま1人を代理人として投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにごその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- ◎本投資主総会及びその後の「運用状況報告会」にご出席の投資主の皆さまへのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 規約一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(令和元年法律第71号)附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、同日付で投資主総会参考書類等の電子提供措置をとる旨の規約変更がなされたものとみなされていることに伴い、この点の明確化のため本投資法人の規約においてその旨を確認的に追加するものです(変更案第9条第4項)。また、かかる電子提供措置の導入に伴い、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付請求をした投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則で定める範囲に限定できるようにするための規定を追加するとともに、その他必要な字句の変更を行うものです(変更案第9条第5項、変更案第27条)。
- (2) 企業会計基準第10号「金融商品に関する会計基準」(関連して新たに制定又は改正された会計基準及び適用指針を含みます。)の適用に伴い、本投資法人の資産評価の方法に関して所要の変更を行うものです(変更案第33条第1項第(6)号・第(9)号、同条第2項第(3)号)。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線は変更部分を示します。)

| 現行規約 | 変更案 |
|---|---|
| <p>第9条 (招集)</p> <p>1. (省略)</p> <p>2. (省略)</p> <p>3. (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p>第9条 (招集)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>2. (現行のとおり)</p> <p>3. (現行のとおり)</p> <p>4. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>5. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(以下「投信法施行規則」という。)で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> |
| <p>第27条 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、資産を主として不動産等資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(以下「投信法施行規則」という。)に定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人(以下「海外不動産保有法人」という。)の発行済株式(当該発行済株式(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。)の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。)をいう。)に対する投資として運用することを目的とし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。</p> | <p>第27条 (資産運用の基本方針)</p> <p>本投資法人は、資産を主として不動産等資産(投信法施行規則に定めるもののうち、不動産、不動産の賃借権、地上権、これらの資産のみを信託する信託の受益権又は投信法施行規則第221条の2第1項に規定する法人(以下「海外不動産保有法人」という。)の発行済株式(当該発行済株式(当該海外不動産保有法人が有する自己の株式を除く。)の総数に投信法施行規則第221条に規定する率を乗じて得た数を超えて取得する当該発行済株式に限る。)をいう。)に対する投資として運用することを目的とし、継続的な投資を通じて、中長期にわたる安定した収益の確保と運用資産の着実な成長を目指して運用を行う。</p> |

| 現行規約 | 変更案 |
|---|--|
| <p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (省略)</p> <p>(1)～(5)(省略)</p> <p>(6) 有価証券(第29条第1項(2)⑨若しくは(3)又は第2項(1)③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬若しくは⑯に定めるもの) <u>当該有価証券が満期保有目的の債券の場合には取得原価で評価する。ただし、当該債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは償却原価法に基づいて算定された価額とする。また、当該有価証券が子会社株式及び関連会社株式の場合には、取得原価で評価する。</u> <u>なお、当該有価証券がその他有価証券の場合、市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額(金融商品取引所における取引価格、日本証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいう。以下同じ。)とする。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とする。また、付すべき市場価格及び合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、每期同様な方法により入手するものとする。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとする。</u></p> <p>(7)～(8)(省略)</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利(第29条第2項(2)に定めるもの) ①金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務 <u>当該金融商品取引所の最終価格(終値、終値がなければ気配値(公表された売り気配の最安値又は買い気配</u></p> | <p>第33条 (資産評価の方法、基準及び基準日)</p> <p>1. (現行のとおり)</p> <p>(1)～(5)(現行のとおり)</p> <p>(6) 有価証券(第29条第1項(2)⑨若しくは(3)又は第2項(1)③乃至⑦、⑨、⑩、⑫、⑬若しくは⑯に定めるもの) 有価証券が満期保有目的の債券の場合には取得原価で評価する。但し、債券を債券金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得価額と債券金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは償却原価法に基づいて算定された価額とする。なお、その他有価証券に分類される場合は、時価をもって評価する。但し、市場価格のない株式等は、取得原価により評価する。</p> <p>(7)～(8)(現行のとおり)</p> <p>(9) デリバティブ取引に係る権利(第29条第2項(2)に定めるもの) ①デリバティブ取引により生じる正味の債権及び債務は、時価をもって評価する。</p> |

| 現行規約 | 変更案 |
|---|--|
| <p>の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値))に基づき算出した価額により評価する。 <u>なお、同日において最終価格がない場合には、同日前直近における最終価格に基づき算出した価額より評価する。</u></p> <p><u>②金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価する。</u></p> <p><u>③我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計が適用できるものとする。また、金融商品会計基準に定める金利スワップの特例処理の要件を充足するものについては、上記①及び②にかかわらず金利スワップの特例処理を適用できるものとし、また、外貨建取引等会計処理基準において為替予約等で振当処理の要件を充足するものについては振当処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10) (省略)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。なお、外貨建資産について円換算額を付する場合には、資産評価の基準日の為替相場により換算することとする。</p> <p>(1)～(2)(省略)</p> <p>(3) <u>デリバティブ取引に係る権利(第1項(9)③に基づき、金利スワップの特例処理を採用した又は為替予約等の振当処理を採用した場合)</u> <u>第1項(9)①又は②に定める価額</u></p> <p>3. (省略)</p> | <p>(削除)</p> <p><u>②金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針により、ヘッジ会計の要件を充足するものには、ヘッジ会計が適用できるものとし、さらに金融商品に関する会計基準及び金融商品会計に関する実務指針に定める金利スワップの特例処理の要件を満たす取引については、金利スワップの特例処理を適用できるものとする。</u></p> <p>(10) (現行のとおり)</p> <p>2. 資産運用報告等に価格を記載する目的で、前項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。なお、外貨建資産について円換算額を付する場合には、資産評価の基準日の為替相場により換算することとする。</p> <p>(1)～(2)(現行のとおり)</p> <p>(3) <u>デリバティブ取引に係る権利(第1項(9)②に基づき、金利スワップの特例処理を採用した又は為替予約等の振当処理を採用した場合)</u> <u>第1項(9)①に定める価額</u></p> <p>3. (現行のとおり)</p> |

第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員関延明は、2023年10月28日をもって任期満了となります。つきましては、2023年10月29日付で新たに執行役員1名の選任をお願いするものであります。本議案における執行役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2023年10月29日より2年間となります。

なお、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。
執行役員候補者は次のとおりです。

| 氏名 (生年月日) | 略歴、本投資法人における地位及び担当並びに重要な兼職状況 | 所有する 本投資法人 の投資口数 |
|--|---|------------------------|
| <p>(せき のぶあき) 関 延 明 (1964年10月9日生)</p> | <p>1988年 4 月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)入社 1990年10月 同社 コントロール部 1994年10月 同社 経営管理部 1995年10月 JAYA JUSCO STORES SDN.BHD. (現AEON CO.(M)BHD.) 出向 2000年 9 月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社) 海外企業管理部 2002年 5 月 同社 グループ戦略室 2008年 5 月 クレアーズ日本株式会社 取締役経営管理本部長 2011年 7 月 イオン株式会社 ディベロッパー事業戦略チームリーダー 2012年 3 月 イオン・リートマネジメント株式会社 監査役 2013年 5 月 イオン・リートマネジメント株式会社 取締役 2014年 3 月 イオン株式会社 GMS事業最高経営責任者兼 ディベロッパー事業最高経営責任者兼アジアシフト 推進責任者付 2015年 2 月 イオンリテール株式会社 執行役員ディベロッパー 本部長兼社長室長 2017年 3 月 同社 執行役員南関東カンパニー副支社長 2018年 3 月 イオン・リートマネジメント株式会社 顧問 2018年 5 月 同社 取締役 2019年 5 月 同社 代表取締役社長(現任) 2019年10月 イオンリート投資法人 執行役員(現任)</p> | <p>0口</p> |

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・上記執行役員候補者は、現在、本投資法人の執行役員として、本投資法人の業務全般を執行しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、現在、執行役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案 補欠執行役員2名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠執行役員2名の選任をお願いするものであります。本議案をご承認いただいた場合の執行役員への就任の優先順位は、戸川晶史を第一順位、豊島到を第二順位とします。本議案における補欠執行役員選任に係る決議が効力を有する期間は、本投資法人規約の定めにより、第2号議案における執行役員の就任日である2023年10月29日より2年間となります。

なお、本議案は、監督役員全員の同意によって本投資主総会へ提出されたものです。

補欠執行役員候補者は次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴及び重要な兼職状況 | 所有する 本投資法人 の投資口数 |
|-------|---------------------------------------|--|------------------------|
| 1 | (とがわ あきふみ) 戸川 晶 史 (1973年8月24日生) | 1996年 4月 ジャスコ株式会社(現 イオン株式会社)入社 2006年 3月 同社 財務部財務グループ担当 2012年 9月 イオン・リートマネジメント株式会社 財務企画部 財務グループマネージャー 2018年 4月 同社 財務企画部長 2019年 5月 同社 取締役(現任) イオンリート投資法人 執行役員 | 7口 |
| 2 | (とよしま いたる) 豊 島 到 (1974年3月19日生) | 1997年 4月 野村証券株式会社 入社 2014年 6月 イオン・リートマネジメント株式会社 入社 財務企画部IR・企画グループ 担当 2015年 5月 同社 財務企画部IR・企画グループマネージャー 2018年 5月 同社 経営管理部長 2020年 5月 イオン株式会社出向 同社 戦略部 2021年 3月 同社 秘書・広報担当兼秘書室長 2022年 3月 同社 秘書・渉外担当兼秘書室長 2023年 3月 イオン・リートマネジメント株式会社 社長付 2023年 5月 同社 取締役(現任) | 0口 |

・上記補欠執行役員候補者戸川晶史は、投資口累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を7口(1口未満切り捨て)所有しております。なお、所有する本投資法人の投資口数は2023年7月末日現在の状況を記載しております。

上記補欠執行役員候補者豊島到は、本投資法人の投資口を所有していません。

・上記補欠執行役員候補者両名は、本投資法人の資産運用業務を行う資産運用会社であるイオン・リートマネジメント株式会社の取締役です。その他には、上記補欠執行役員候補者両名と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。

・本議案において選任される補欠執行役員については、就任前に限り、本投資法人の役員会の決議をもってその選任の取消しを行う場合があります。

・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員安保智勇、関葉子及び寺原真希子は、2023年10月28日をもって任期満了となります。本投資法人の監督体制の現況に鑑み、監督役員による監督の実効性を引き続き確保できるものと判断したため、監督役員を1名減員の2名体制とし、2023年10月29日付で新たに監督役員2名の選任をお願いするものであります。なお、本議案における監督役員の任期は、本投資法人規約の定めにより、就任する2023年10月29日より2年間となります。

監督役員候補者は、次のとおりです。

| 候補者番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、本投資法人における地位及び重要な兼職状況 | 所有する 本投資法人 の投資口数 |
|-------|---|--|------------------------|
| 1 | (せき ようこ) 関 葉 子 (1970年8月30日生) | 1995年 4月 監査法人トーマツ (現 有限責任監査法人トーマツ)入所 2001年 4月 最高裁判所司法研修所第55期司法修習生 2002年10月 馬場・澤田法律事務所弁護士 2005年 4月 城西大学非常勤講師 2006年12月 銀座プライム法律事務所 弁護士(現任)(2007年4月よりパートナー) 2007年 4月 国土舘大学非常勤講師 2009年 6月 三井生命保険株式会社(現 大樹生命保険株式会社) 社外監査役(現任) 2012年11月 イオンリート投資法人 監督役員(現任) 2014年 4月 国土舘大学教授(現任) 2018年 7月 日本ビューホテル株式会社 社外監査役 2019年 6月 高砂熱学工業株式会社 社外取締役(現任) | 0口 |
| 2 | (てらはら まきこ) 寺 原 真希子 (1974年12月23日生) | 1998年 4月 最高裁判所司法研修所第52期司法修習生 2000年 4月 長島・大野・常松法律事務所弁護士 2003年 5月 銀座シティ法律事務所弁護士 2008年 1月 メリルリンチ日本証券株式会社(現BofA証券株式会社)入社(インハウスロイヤー) 2010年 9月 榎本・寺原法律事務所(現弁護士法人東京表参道法律会計事務所)共同パートナー(現任) 2018年 6月 株式会社アドバンテッジリスクマネジメント 社外取締役(現任) 2019年 3月 日本フェイウィック株式会社 社外取締役(現任) 2019年 6月 ジャパン・インフラファンド・アドバイザーズ株式会社 コンプライアンス委員会 外部委員(現任) 2021年10月 イオンリート投資法人 監督役員(現任) 2023年 5月 株式会社高島屋 社外監査役(現任) | 0口 |

- ・上記監督役員候補者兩名は、いずれも本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・上記監督役員候補者兩名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者兩名は、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者兩名は、現在、監督役員として当該保険契約の被保険者に含まれております。上記監督役員候補者が監督役員に就任した場合には、引き続き、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち、相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人規約第14条に規定する「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案から第4号議案までの各議案は、いずれも相反する趣旨の議案には該当していません。

また、本投資法人規約第14条第3項が適用される第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2023年9月1日現在、少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。2023年9月1日から2週間以内に少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を以下の本投資法人ウェブサイトに掲載いたします。

【本投資法人のウェブサイト】 <https://www.aeon-jreit.co.jp/>

以 上

投資主総会会場のご案内

【場 所】 東京都千代田区神田錦町二丁目2番地1 KANDA SQUARE 3階 SQUARE ROOM

【TEL】 03-6811-7866 代表

【交 通】 ①都営新宿線小川町駅／東京メトロ丸ノ内線淡路町駅／東京メトロ千代田線新御茶ノ水駅 B7出口より徒歩3分

②東京メトロ半蔵門線神保町駅 A9出口より徒歩5分

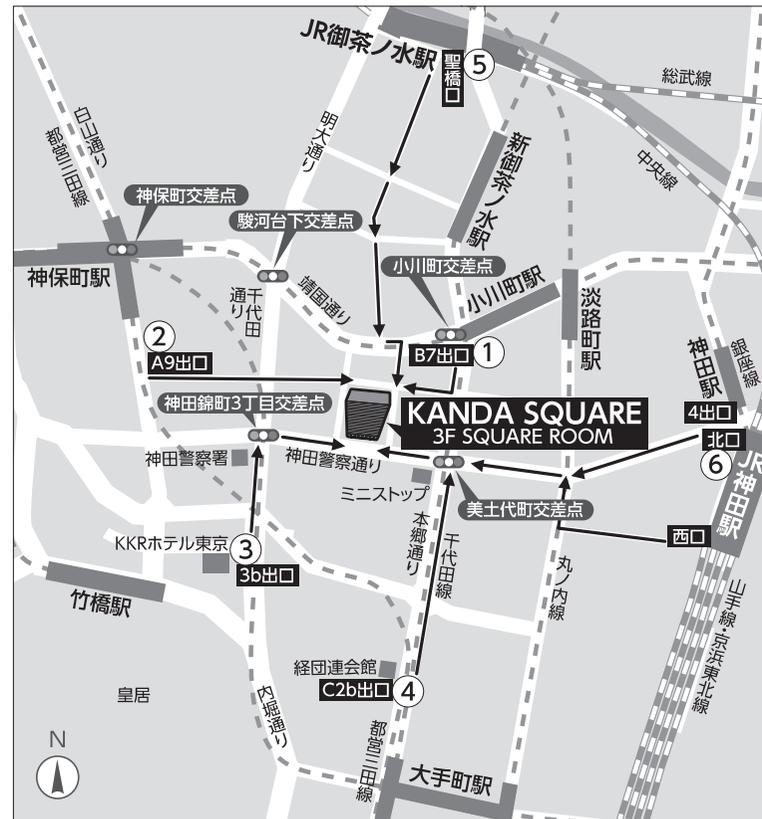
③東京メトロ東西線竹橋駅 3b出口より徒歩6分

④東京メトロ千代田線大手町駅 C2b出口より徒歩8分

⑤JR中央・総武線御茶ノ水駅 聖橋口より徒歩9分

⑥JR各線神田駅 4番／北口／西口より徒歩10分

(注) 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



この印刷物は、FSC® 認証紙を使用し、
環境に優しい植物油インキを使って印刷しています。

ユニバーサルデザイン(UD)の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。